

平成18年(ネ)第3198号

控訴人 李 亨 基
他266名
被控訴人 日 本 国
他 1 名

準 備 書 面 (控 訴 人 第 3)

2007年12月8日

東 京 高 等 裁 判 所
第 二 民 事 部

御 中

控訴人訴訟代理人

弁護士 李 宇 海

同 大 口 昭 彦

同 殷 勇 基

同 鶴 見 俊 男

同 古 川 美

記

I はじめに

- 1 2007年3月、国立国会図書館は「新編 靖国神社問題資料集」を刊行した。
これは戦後に於ける、靖国神社関係の政府・神社側資料が網羅的に編纂され解題が付された歴大なものであり（但し、なおまだ合祀基準関係等の最も重要な記録が、欠如していることが明らかであり、更なる公表が望まれている）、靖国神社・同合祀問題を論ずる上で、極めて重要であり不可欠の資料である。

これにより、長らく秘密裏に行われてきた、日本政府と靖国神社による合祀推進の実情が（上記理由から、なお一定の部分の例外が存するとはいえ、）白日の下に明らかとなった。

- 2 この資料によれば、控訴人らが原審以来一貫して指摘し強調してきたところの、合祀事務推進に於ける、被控訴人日本国政府と靖国神社の共同性・協同性は明々白々であり（むしろ、日本国家が主導して靖国神社と共同したことが資料上歴然としている）、

「国は、単なる行政サービスとして神社に情報提供したもの」

などという原判決の判示が、如何に愚かな謬言であるか、一目瞭然である。

（ただし、これら資料が無ければ、両者の一体性が不明であったなどということでは、全くない。原審で取調べられた証拠によっても、それらは既に十分に明らかであったのであり、原審は、その無見識に加うるに、一定の政治的配慮から殊更に、そのような遁辞的判示をなしたにすぎない。違憲審査権を与えられた裁判所が、このようなことであってならないことは改めて言うまでもない。）

- 3 控訴人は、これらの資料の内から、とりわけ問題点を明らかにしていると思われる資料を抽出し、第1回口頭弁論に於いて甲号証（933～963）として提出した。
- 4 控訴人は以下に於いて、これら書証に基づいて、靖国神社への「英霊」合祀は

控訴人日本国自身の意思であり、靖国神社と積極的に一体となってこれを進めたものであることを、更に明確に論証することとする。

II 靖国神社への「英霊」合祀推進に於ける被控訴人日本国の積極的立場・行動

1 すでに控訴理由書に於いて、以下を明らかにした。

- ① 国家は、国民を徴兵動員し、軍隊を編成する。そして戦闘に投入し、戦争を遂行する。しかしながら、国民の戦争への動員は、もちろんこれによって完了するのではない。その他に歴大な国家の事務が必要である。

その歴大な事務の一に、 a 動員を解除された兵士の帰国帰郷・恩給問題等の他に、 b 戦死した兵士達の慰霊・遺族への物心両面での援護が存する。これらの完遂を以て、初めて国家の国民動員は一巡するのであり、完了するのである。

- ② ところで、上記 a は、国家が時間的猶予無く現実に処理を迫られる具体的事務であるが、しかしそれに劣らず b も、非常に重要な事務である。

なぜなら、言うまでもなく「死」は人間にとって最も悲痛な事象であるが、国家の行う戦争に於ける死について、もし、それについての十分な意味付与・戦死者の顕彰ということが、国家によって行われなければ、戦死は「犬死」「国家に強いられた死」感を、経済的にも困窮する遺族の間に直ちに醸成し、国家に対する無関心・非協力・反感等の心情として発現するに至ることになるからである。

- ③ 日本帝国に於ける上記 b こそが、国家の施設であって、陸海軍が管轄する軍事施設であり、天皇が親拝する靖国神社の役割であったことは、改めて言うまでもない。

(なお、日本帝国は現人神たる天皇が全ての権力を総攬する祭政一致の国家であったから、軍隊は国家一般の軍隊ではなく皇軍であった点に、大きな特徴が存している。)

よって、皇軍兵士として動員され戦没した国民の靖国神社への合祀は、日本帝国による国民の軍事動員のために必須不可欠の、重要な必然的公的制度として存在し、機能してきたのである。

- ④ 1945年日本帝国の敗北によって、皇軍は解体された。しかし、戦時動員の必須の要素である上記 a・b が、それによって不存在になったということはない。

海外に出征していた歴大な兵士達の帰還（復員）事務（a）が、急を要する重要事務であったことは当然である。しかし、それと共に、上記 b も極めて重要な国家の事務課題であった。なぜなら、日本国は基本的に、大日本帝国との間の国家としての連続性・承継性に立脚しているからである（「日本国憲法」も「大日本帝国憲法」所定の改正手続によっている）。

そのような日本国が、b をないがしろにするなどということは、原理的にありえず、象徴天皇制が維持される上でも許されないことであった。

- ⑤ ところで、このように重要な、皇軍解体後の旧日本軍兵士の帰国帰還事務（a）は、「第一復員省」（陸軍関係）・「第二復員省」（海軍関係）、次いで「復員省」、更に「厚生省引揚援護局」・厚生省「社会援護局」等によって継続的に行われてきたのであるが、実は、上記 b すなわち靖国神社への合祀事務も、これらによって一貫して行われていたのである。皇軍にとって靖国神社・同神社への合祀の有する重要な機能に鑑みれば、それはむしろ当然のことであった。

しかも、厚生省の一セクションであるはずの援護局復員課は、霞ヶ関に存しているのではなく、本省とは離れた市ヶ谷（靖国神社に直近の位置にある）の旧陸軍参謀本部跡にあって、上記 b に関する業務を行っていたのであった。厚生省に於ける上記 b 業務が、いかに戦前との一貫性を保持してきたか、このような面からも顕著なのである。

- ⑥ かくして、旧陸軍省の副官房であった美山要蔵元大佐は、「皇軍戦死者を犬死とさせてはならないぞ。」との、元の直属の上官である東条英機元首相・陸将・陸軍大将の遺命を受けて、厚生省の高級官僚として、市ヶ谷の旧参謀本部に陣取って、旧皇軍将兵の合祀に全力を傾注した。

そして最終的には、「昭和殉難者」として A 級戦犯の合祀をも、靖国神社に対して積極的に働きかけて達成し、東条の遺命に応えたのであった。

- ⑦ （なお、現今の議論に於いては、恰かも靖国神社問題 = A 級戦犯合祀問題 であるかの如き議論も存する。しかし、これは問題の一部であるに過ぎずない。また、「むしろ、A 級戦犯合祀こそ靖国神社に相応しい。」

との意見すら存在しているほどである。

A級戦犯合祀問題は、そのように靖国神社問題の一部に過ぎないのであるが、後に資料に基づいて述べるとおり、この問題は「英霊」合祀に於ける日本国政府の主導性を端的に示している点で、非常に意味深いものである。

すなわち、当初は靖国神社自身はA級戦犯についてはむしろ慎重であった。しかし、合祀事務の構造の実態は、制度的に明らかに政府主導であったのであるが、この主導的立場に於いて政府厚生省は、A級戦犯を合祀すべき旨を、強く靖国神社に働きかけ続けた。

政府は昭和30年代(1955～)からすでに、A級戦犯合祀を提案しており、1965には祭神名票をも送付した。これに対して靖国神社は、神社創立100周年にあたる1969年の段階で、なお、「将来は合祀すべきものと考えているが、現段階に於いては暫くその儘として差し支えない。」との態度を、総代会の全員一致を以て決していた。しかるに、1978年の宮司交代(筑波藤麿宮司から松平永芳宮司へ)の交代を機に、合祀に踏み切ったのであった。

- ⑧ このように、厚生省援護局復員課は、美山元陸軍大佐が率先し、中軸となって、合祀事務を推進したのである。(なお、美山大佐は陸軍省の高級副官であり、もともと、天皇の裁可を求める合祀「英霊」の名簿を作成する業務に携わっていた。)

したがって、戦後に於ける合祀事務の遂行スタイルは、次のようにして行われてきた。

- i 厚生省側から合祀基準の案を靖国神社に提示
- ii 両者による「合祀事務打合会」が開催され、靖国神社側が同意了解
- iii 祭神名票が厚生省から送付
- iv これに基づいて靖国神社が、合祀祭儀を挙

(合祀は具体的には以下のように行われた。)

大招魂祭(1945・11に挙)に於いて招魂され、相殿に奉安されてあった祭神(この段階では、神体は霊璽簿)を、神社例大祭に於ける合祀祭儀によって、本殿の神体(剣・鏡)に移して合祀する。)

⑨ ここに明らかなように、合祀はあくまでも政府主導であった。

そもそも、靖国神社は祭神たるべき戦死者について、何の情報も全く有しておらず、それらは全て厚生省を経由してもたらされた。したがって、一定の戦没者について、英霊として合祀すべきか否かという基準も、神社が主体的に決するということではなく、常に厚生省側からその案が示されたのである。

(この間、靖国神社が、戦後も元気に生きていた人を勝手に死者扱いにして英霊として、合祀していたという失礼極まる事実が何人も明らかになっているが、抗議した当事者に対して神社は、「私達は厚生省から送られてきた資料に従っただけ。(だから神社には責任はない)」などとの弁解がなされる所以である。)

⑩ この、「厚生省主導」という構造が最も端的に露呈しているのが、A級戦犯の合祀経緯である。

⑪ 詳細は後述するが、美山課長が東条大将を含むA級戦犯の合祀に執念を有していたことは、公的にも明らかである。かくして、厚生省はA級戦犯の合祀をも靖国神社に申入れた。しかし、神社にとっては意想外の大事であり、通常とは異なって総代会まで招集し、席上厚生省の担当官が説明に当たるということまでが行われている。だが、総代の意見も慎重論が強く、筑波宮司の意向（これには昭和天皇の意向が反映していた）もあって、厚生省側からの働きかけにもかかわらず、長期間保留にされたいたのであった。

⑫ 以上のとおり、靖国神社への英霊合祀は、むしろ被控訴人日本国によってこそ推進されたのであり、そのことには歴史的・政策的根拠が存していたのである。

このような国家行為が、「単なる行政サービス」などと言っておれるものでないことは贅言を要しない。

原判決は、完全に事実を誤認しており、憲法判断を誤っているのである。

Ⅲ 甲933～963号証に明らかな、合祀に於ける国家主導性

以上Ⅰ・Ⅱを、先回提出証拠に基づいて論ずる。

1 936 「181 旧陸軍関係靖国神社合祀について (案)」 復 員 課

- ① これは引揚援護庁復員課による作成文書である。
- ② 同庁世話課から靖国神社に送付された「祭神名票」の書式が付されている。このように、合祀の起点となる祭神の記載についても、日本国家が様式を決めて統一行的に行ったのである

2 937 「182 政府予算戦没者調査費関連靖国神社

合祀事務打合状況」

靖 国 神 社

- ① 1956・1・23、政府による予算計上を前提として、合祀事務進捗のための会議が、靖国神社記念殿貴賓室に於いて、厚生省引揚援護局復員課と靖国神社との間で行われた。その際の内容。
- ② その後、長期間に亘って頻繁に会合協議が重ねられてゆく。その事実は、目録記載によっても明らかである。
- ③ この打合会は、要するに厚生省の立案した合祀基準を神社に説明しその了解を得るための会議であった。

3 938 「183 第1回打合会資料 靖国神社合祀事務処理要項 (案)」

復 員 課

- ① 上記打合の際、厚生省側から配布された資料の一部である。合祀事務の進め方が、図示されている。

4 939 「184 旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要項 (案)」

s31・1・25

復 員 課

- ① 例えば、以下の内容が記載されている。

「第1 方針

- 1 復員関係諸機関は、大東亜戦争戦没者の靖国神社合祀を今後概ね3年間に完了することを目途として、その合祀事務に協力する。
- 2 神社合祀事務の体系はこれを概ね終戦前のものに準じた

ものに改める。

3 略

第2 一般の要領

4・5 略

6 引揚援護局は都道府県の報告を審査して合祀者を決定し靖国神社に通報する。

7以下 略 」

- ② ここでは、合祀体系を大日本帝国時代のものに準じたもの改めてゆくことが、政府機関自身の方針として明言されているのである。

5 940 「185 別紙 旧陸軍関係靖国神社合祀事務処理要項」

s 31・1・25 復員課

- ① 上記184に別紙として添付されたもの
② 「終戦前のものに準じた体系」に改め、実現するための事務処理構造が、明示されているのである。

厚生省援護局・靖国神社・都道府県が一体となった合祀事務推進の構造と役割が図示されている。

6 941 「186 旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要項 (案)

についての説明」 s 31・1・30 復員課

- ① 上記184文書についての説明文書である。
② 以下の記載が存している。

「二 方針について

2 戦没者の合祀は、形式的には靖国神社が行うものであり、国及び都道府県はこれに協力するものである。 しながら合祀者の選考に関する限り実質的には国及び都道府県でなければ実施不可能である。

- ③ 「実質的選考は、国・都道府県でなければ不可能。(だから、実質的選考は国・都道府県で行う)」と、国自ら行うことを明言し、かつ、都道府県にも指示を行っているのである。

7 942 「187 今後に於ける靖国神社合祀事務協力要項について」

s31・2・2

厚生省引揚援護局復員課長

- ① 上記186等の実践として、厚生省から、各都道府県世話（援護・社会）課（部）長宛に発出された通牒である。
- ② 前記甲937記載の合祀事務進捗のために、厚生省から関係資料を「送付せられたい」と、都道府県の関係部課に命令がなされた。

8 943 「188 これからの靖国神社合祀事務打合会状況第二回」

s31・2・9

靖国神社

- ① この打合会の意義目的および機能は先述のとおりである。
引揚援護局調査部長室に於いて、復員課長・神社欄宜らが会同した際の確認事項が記録されている。
- ② 「未製作名票」のうち、昭和29年10月の合祀分以外は、「全部援護局で作成」とのことが確認されている。
要するに、実質的なことは全て援護局に於いて担っていたのである。

9 944 「189 旧海軍関係靖国神社合祀事務について」

s31・2・25

厚生省引揚援護局次長

- ① 戦後の合祀事務推進の中心となった美山要蔵援護局次長は元陸軍大佐であるが、もちろん海軍関係にあっても、陸軍関係と同様の合祀事務体制がとられた。

10 945 「197 靖国神社合祀事務処理に関連する

希望質疑事項について」

s31・6・1 復員課

- ① 祭神名票作成上の注意事項を、厚生省が都道府県に対して、詳細に指示したもの。別紙に、具体的記載の例示と注意が記載されている。

11 946 「212 別紙 靖国神社合祀に関する資料

並びに基準の概要」 s32・6・4

- ① 1957・6・4に開催された「合祀事務に関する厚生省引揚援護局関係者との第一回連絡会（復員課長・業務第二課長、神社権宮司他

関係者が出席)の議事録に添付されたものである。

② ここには以下の記載があるのが注目される。

「二 基準について

1 終戦前

陸海軍に於て一定の基準を定めていた。

2 終戦後

右基準を踏襲することとしその基準中左の事項に該当する者を先ず対象として取扱っている

身分が軍人軍属であつて左に該当する者

(一) 戦地及び事変地に於ける戦死及び戦病死者

・・・・以下略・・・・・・

③ 戦前、陸海軍管轄時代を「踏襲する」ことが確認されているわけである。

1 2 9 4 7 「2 2 5 合祀基準に関する打合会 (第二回)」 靖 国 神 社

① 1 9 5 7 ・ 1 0 ・ 4、靖国神社社務所書院の間に於いて開催された標記についての厚生省・靖国神社の協議の内容である。

② 合祀を協同して進めるべく、両者の間では合祀者選考の具体的基準の設定について、このように協議が重ねられていたのである。但し実質的内容の提案・説明は、常に厚生省側からなされていた。

1 3 9 4 8 「2 2 6 合祀基準に関する打合会 (第三回)」 靖 国 神 社

① 上記同旨。1 9 5 7 ・ 1 1 ・ 6 開催の第三回協議の結果。

1 4 9 4 9 「2 2 7 別紙 1 合祀基準研究会記録」 靖 国 神 社

① 上記 2 2 6 に添付された別紙

② 以下の記載がある。

「三 爾後審議を必要とする資料について

この段階に於ては・・・・・・個々に審議しなければならないと思はれる。

例 註 (内地とは朝鮮、台湾、関東州を含む)

1 略

6 朝鮮、台湾人 」

③ 本件で問題の、韓国人についての合祀が準備されていた。

15 950 「232 合祀基準に関する打合会（第四回）」

s33・4・9

靖国神社

① 上記225の第四回協議

② 以下の記載が存する。

「二・三

尚朝鮮・台湾出身者を昭和三十四年四月合祀できるよ
う名票準備を行ふ予定である。

4 陸軍側も準備することにする。（三浦）」

16 951 「241 別紙 昭和三十三年十月合祀予定

s33・5・30

靖国神社

① 1958・5・30、第5回目の打合会が厚生省と靖国神社との間
で開催され、従前の打合わせにふまえて、同年10月に合祀する者を
最終的に決定した。

② その概要が記載されている。

17 952 「242 外地戦争裁判未決死亡者の

靖国神社合祀のための事務について」

s33・6・10

厚生省引揚援護局復員課長

業務第二課長

① 政府は、外国で処刑されたいわゆるBC級戦犯について合祀を行っ
ていたが、更に、「未決拘禁中に死亡した将兵のうち未合祀であった
約2/3の該当者について、1958年10月の合祀祭事に於いて、
全て合祀する」旨の方針を決定し、各都道府県の復員部長・主務課長
に対して、必要事務を行うよう指示した。

② このように、常に政府において合祀基準を設定していった。

合祀を行うのは、具体的には靖国神社であるが、神社が自らこれを

決したことは一度としてないのが実態である。

18 953 「244 将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者」

s33・6・20

① 以下の記載が存する。

「靖国神社の従来の合祀基準にはないが大東亜戦争の特異性により将来合祀すべきか否かを検討すべきものには次のようなものがある。

- 一 軍人軍属の内地、朝鮮、台湾及び樺太等において受傷り（ママ）病した公務死亡者（戦死及び戦傷死者を除く）

説明

・・・・・・・・略・・・・・・・・」

② ここには、次のことが明らかである。

靖国神社への合祀については、日本政府は靖国神社と綿密な協議を何回も重ね、合祀基準を設定して合祀を推進した。

しかし、それにとどまらず、政府は更に、従来は合祀の対象ではないとされてきていた死亡者についても、合祀の必要の可能性を認め、自身が合祀者の基準を設定する作業を行っていた。

③ このことは、靖国神社合祀についての、日本政府自身の極めて積極的な姿勢の存在を明示しているものである。原審判示の如くに、「靖国神社の行う合祀について、行政上サービスを行った云々」などとの事実認定が、いかに現実離れした愚かしい妄言にすぎないか・・・、この一事を以てしても明らかである。

19 954 「245 別冊（一） 将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者」

① 上記244の更に具体的な適用が示されている。

20 955 「246 合祀基準に関する打合会（第六回）」

s 33・6・24

靖 国 神 社

① 厚生省と靖国神社の協議が続行されている。

- ② 席上、厚生省作成の上記244・245を、厚生省引揚援護局第一復員課の三浦・田島両事務官が、その趣旨内容について説明している。

21 956 「247 三浦事務官説明要旨（海軍関係は安部事務官説明）」

同 上

- ① 上記説明の要旨である。
② 日本政府側から、積極的に合祀について策定提案していることが特徴的である。

22 957 「248 合祀に関する打合会（第七回）」

s33・9・12

靖 国 神 社

- ① 厚生省と靖国神社が協議を重ねている。
第一復員課の田島事務官が説明を行っている。
② この日の協議では、特に「戦犯関係について」として、A級戦犯をも含めた戦犯刑死者の合祀が計画されている。
③ 以下の記述等が存在している。

「(ハ) 要するに職務上犠牲になった者或いは事実上反した訴因或いは捏造訴因によるものであって、合祀審査上は何れがよい、何れは不適格と云ふことは出来ないが、全部同時に合祀することには種々困難もありすることであるから先づ外地刑死者を合祀のことに目立たない範囲で諒承して欲しい。

名票作成は出来てゐるから何時でも上申できるよう準備は完了してゐる。

これは県世話課を通じると目立つのでそれ等を考慮し、目立たない方法として法務室だけで準備したものであって遺族の現住所も全部調査が済んでゐる。(田島・三浦両事務官)」

- ④ これによれば、A級戦犯についても、厚生省復員課が極めて積極的・計画的であったことが歴然としている。

23 958 「251 従来合祀基準外の者について」

s33・10・13

靖 国 神 社

- ① 厚生省と靖国神社の協議の経過
- ② 筑波宮司を始めとする靖国神社責任役員以下に対して、厚生省側から説明が行われている。「説明者」として通常の田島・三浦・阿部各事務官の他に、筆頭者として「厚生省引揚援護局員 美山次長」が記載されていることが特に注目される。

最高級の責任者の列席からは、この日の協議の重要性が窺われる。

美山氏は、旧陸軍省官房副官であって、陸軍に於ける戦死者合祀事務を統括していた陸軍大佐であった。戦後、仕えていた東条元陸軍大臣に呼ばれ後事を託され、その意を体して、復員省・厚生省等の幹部として、復員事務とりわけ靖国神社合祀に一貫して最も中心的に従事し、A級戦犯を含む戦死者・「殉難者」の靖国神社合祀に挺身した人物である。

- ③ 靖国神社に合祀すべき者の範囲の拡充について、厚生省側が極めて積極的であることが歴然としている。
- ④ この席に於いて、いつものとおり、田島・三浦事務官から資料に基づく詳細な説明の行われたことが記録されている。

24 959 「256 別紙第三 法務関係死亡者に関する説明資料

東条元大将との会見記 美山要蔵

- ① 上記協議の際に披瀝されたところの、1945・8・20に東条元首相・陸相・陸軍大将を私邸に訪ねた美山氏の報告。
- ② いわゆる大東亜史観に基づく種々の事が語られたとされているが、そのうちに以下のような記述が存する。

「次に靖国神社の処置であるがこれは永久に存続する。御親拝も当然にあることと思う。未合祀の戦死・戦災者・戦争終結時の自決者も合祀すべきである。之を犬死にとしてはならぬ。人心安定、人心一和の上からも必要である。」

- ③ 大東亜戦争による死亡者については、天皇の親拝する靖国神社に合祀されない限りは「犬死」になるとの考え方が示されている。

美山氏は以降、この意を受けて、靖国合祀を国家の義務として推進したのである。なお文中に上司であった東条元陸相に対する尊敬の念

が充溢しているのが感じられる。美山氏にとっては、東条元大将を含むA級戦犯の合祀がその究極の目標であったであろうことが、この報告書から看取される。

25 960 「257 将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者
についての説明会記録」

s33・12・9

靖国神社

① 厚生省が靖国神社に対して行った説明の記録。上記10・13の協議での確認に基づいてなされたことが解る。なぜなら、この会議には厚生省援護局美山次長以下・宗教法人靖国神社の責任役員である筑波官司以下に加えて更に総代（北白川祥子始め、小泉信三ら10人中8人）という、最高級の重要メンバーの全員出席のもとに、同旨の説明が行われているからである。

② ここに、以下のとおりの極めて興味深い記述が見られる。

（なお、資料では発言者が文末に記載されているが、理解の便宜上行頭に記載する・・・控訴人代理人）

「四 官司 外に質問はないか（別に急ぐわけではないが）
では戦争裁判処刑者についての説明をどうぞ。

五 別冊（二）に基づいて田島事務官より説明す。

六 館 総代 今後十分に検討せねばならぬ。

七 小泉総代 ここで決定するのではないのですね（ほっとした面持ちでうなづく）

八 官司 今日は唯説明を聞いて頂いただけであって、これから充分検討して頂かなくてはならず又援護局からも更に来て頂いて説明して頂くことになると思われるからよろしく願ひ度い。

ではこの会を終わります。」

との記載がそれである。

③ ここに明らかなことは、A級戦犯の合祀については、厚生省側から

提案・説明があつたのであり、これを受けた靖国神社側の方は、むしろ慎重であつたという事実である。

そもそも筑波宮司は、A級戦犯合祀については極めて慎重であつたと伝えられている。(このときも「別に急ぐわけではないが」とも発言している。) 結局在任中は、祭神名票は厚生省から送付されてきていたにもかかわらず合祀事務は進めなかつた。(昭和天皇がこれを嘉していたことは、この間明らかにされた「天皇発言」とされているものによつても明らかである。ここでは天皇は「筑波」を評価する一方で、合祀を行った「松平」をあからさまに非難している。)

また、総代も積極的発言はなく、小泉信三総代に至つては

「ここで決定するわけではないのですね。(ほつとしたようにうなづく。)」

と議事録に記録されているほどであつたのであり、全体としてはむしろ、消極的・否定的であつたことが看取される。

すなわち、事実としては、A級戦犯合祀については、その主唱者は政府厚生省であつたのであり、靖国神社はむしろ受動的にそれを受止めさせられていたという構造が存在していたのである。

(もちろん、靖国神社の教義・イデオロギーからするならば、A級戦犯は排除の対象ではなく、合祀するという素地は確実に存している。それゆえに、厚生省側は積極的に働きかけたのであつた。)

- ④ 最後に、司会者である筑波宮司が「又援護局からも更に来て頂いて説明して頂くことになると思はれる。」と述べて、会議を締めくくっている。

ここには、A級戦犯合祀についての政府の強い意思が神社側に伝えられていたことが反映されていることが明らかに看取される。

- ⑤ このように、靖国神社への合祀は、それ自体は表面的形式的には宗教的行為であるが、しかし、国家政府の行った戦争動員による死没者に対して国家が、動員当初から予定約束していた事後的措置である以上、行政機関による積極的な事務遂行は必須であつたのであり、具体的基準の設定・情報の収集・選考等一切を国家が行い、また、その合祀の範囲についても、合祀を自己の責任事務となす政府厚生省によ

って、積極的に拡充し確定していったのである。A級戦犯合祀問題は、決して靖国神社合祀問題の全部ではなく、その一部をなすものであるが、上記A級戦犯資料に顕れた事実は、合祀問題の本質、すなわち実質的に合祀を行っている者は日本国家なのであるとの真実を明確に物語っているものである。

以上よりするならば、「合祀は靖国神社が行った。厚生省は行政サービスで協力しただけ 云々」などと言っている原判決の判示は、不見識の最たるものとの譏りを到底免れない。

26 961 「284 靖国神社合祀事務について」

s39・5・11

靖国神社調査部

① 以下の記述が注目される。

「一 合祀基準に該当する者で、所謂合祀洩れとなつてゐるものの調査方法について

.....

二 合祀基準に加えられたが、その取扱上保留になつてゐるもの

.....

三 合祀を保留されてゐるものについて

.....

(4) 軍人軍属及び一般者

イ 平和条約第十一条に依る法務死者

a A級

b B、C級

.....

未合祀者の状況は別紙の通りである（復員課で作成したもの）。

(参考) 昭和三十八年五月十三日全国世話課長懇談会・・・で、神社の現況、要望事項等印刷配布したものの中合祀関係記事の抜粋

(一)

(二) 新たに基準に加えられる分について、近く援護局より通知

があることになってゐるから、よろしく御願ひし度い。

.....」

- ② A級戦犯の合祀が検討事項とされている。
- ③ なお、「合祀基準に加えられたが、その取扱上保留になってゐるもの」が列挙されているが、しかし、別にこれは靖国神社自身において保留にしているということでは全くない。政府に於いて保留にされているとの趣旨である。神社には、主体性は全く存在していない。

このように「合祀」は表面的形式的には神社の宗教的行為ではあるが、しかし、実際上のヘゲモニーは政府が掌握しているのであって、政府が動かなければ神社は何も出来ないし、また、する意思も能力もないのが実体である。

- ④ このことが端的に、神社自身によって語られているのは、(参考)部分である。すなわち、

「新に基準に加えられる分について、近く援護局より通知があることになってゐる」

というのである。

すなわち、誰を合祀するのか・・・、「それは援護局が決める」と明言されているのである。

そもそも、「靖国神社が日本国家から独立した宗教団体であり、宗教行為を行っている」と言うのであれば、誰を祭神として合祀するのかという、神道に於いて最も重要なことは、もちろん神社自身が主体的に決定するものでなければならない。しかるに、実体は全くそうではない。決めるのは神社ではなく、日本国家であるという。

ここに、靖国神社の特質・本性が自ら明らかに語られている。それは、靖国神社は国家から独立した宗教団体なのではなく、日本国家の行う行為の最後の外観を、宗教的神道的形式を以て行っているにすぎないという実体である。

27 962 「299 靖国神社合資資格審査内規」

- ① 陸海軍が共同管理していた戦前1940年12月31日現在の戦死者に対して適用されていた合祀基準

② 以下の記述が冒頭に存している。

「本内規ハ作戦ノ推移他ニ依リ多少改変スルコアリ此ノ場合ニ
アリテモ合祀範囲ヲ拡大セザル如ク又既合祀者トノ均衡ヲ失セ
ザル如ク特ニ留意スルモノトス」

③ 厚生省援護局は、「将来合祀すべきか否か」について、靖国神社
とも協議を重ねつつ、極めて慎重に検討し策定作業を行っている事が
特徴的であるが、これは、個々に明らかに指示されているように「拡
大」についての慎重な検討の要求に基づいていたことが知られる。

こういうところにも、援護局の業務が戦前の陸軍省・海軍省の官房
のそれをそのまま引継いだものであったことが窺われるのである。

28 963 「309 合祀に関する検討資料」

s44・1・31

① 1969・1・31に靖国神社で、厚生省援護局西村調査課長・村
岡業務課長以下出席のもとに行われた検討会に於いて、神社側から提
出された資料

② これによると「台湾朝鮮本籍者で資料不備及び公務確認出来ない者」
として、「朝鮮6・台湾1」と記載されており、「該当名票を調査課に
返戻し再調査する。」とされている。

継続的に、旧朝鮮・台湾出身者の合祀が続けられていた事が判る。

29 964 「政府と靖国神社の合祀基準等打合せと政府通知等対照表」

① 前述した如くに、「英霊」祭神合祀の実質的主体は日本国家であった。
靖国神社はこれと協同し、これに宗教的な外観を粧って来たに過ぎな
い。

このことは、最も重要な合祀者選定の範囲・基準について、これを
行っているのは政府厚生省援護局であって、靖国神社は一貫して、そ
の提案・説明を聞く立場であり、決定され送付されてきた祭神名票に
従って合祀を行うに過ぎなかった。(このために、政府の過誤で生存者
についてこれを戦没者として祭神名票が送られると、そのまま合祀す
るという杜撰さであった。)

- ② かかる構造は、政府の方針決定と、頻繁に行われた靖国神社との会
同の設定との間の時間的・内容的関連性の存在として、その痕跡を残
すこととなった。
- ③ 本対照表は、政府厚生省の方針決定と両者の打合わせを、経時的に
対照させたものであるが、この関連性が自ずと明らかになっている。

IV 裁判所からの被控訴人に対する求釈明について

1 前回第1回口頭弁論に於いて、裁判所から被控訴人に対して

「合祀についての、公務員の関与に関する控訴人の主張について、認否等
を検討されたい。」

との訴訟指揮がなされた。

2 本件訴訟の現段階に於いて、しかるべくなされた求釈明である。

戦後一貫してなされた、靖国神社合祀についての、元陸軍省官房高級副官の
美山要蔵援護局次長によるここまでの、合祀実現に向けた主導的かつ積極的な
業務行為が「単なる行政サービス」であるのか……。

被告日本国は控訴人主張に対して具体的に認否し、更に、仮に原告主張を否
認すると言うのであるならば、その理由を明確に示すべきである。

3 もし、従前同様に、曖昧な言辞で誤魔化そうとする事があるならば、訴訟法 上、「明らかに争わない」場合に準じるものとして、原告主張を認めているもの と評価され、取扱われるべきである。

以上